

manifesto 2014

衆院選
重点政策
公明党

政権交代から2年—日本経済の再生、東日本大震災からの復興、社会保障の充実など、国民生活にとって重要な政策が大きく前に進んでいます。

しかし、日本経済は、重要な局面を迎えました。

個人消費を中心に回復が遅れ、日本経済の先行きに厳しさが増しつつある中で、政府は来年10月から予定していた消費税率10%への引き上げを2017年4月まで延期することを決定しました。

再引き上げまでの間に、経済の腰折れリスクを回避し、デフレ脱却・経済再生に万全を期すとともに、「経済の好循環」を確かなものにします。さらに、消費税率10%引き上げ時の軽減税率の導入をめざします。

そして、人口減少社会にあっても、将来にわたって「活気ある温かな地域」を維持するための「地方創生」に向けて、特に、地域に住む「ひと」を基軸に、地域の魅力を活かした成長戦略の実行と安心なまちづくりをめざします。

公明党は、地域に根を張った政党として、生活者の目線、現場感覚に徹し、中小企業や弱い立場の方々の声を大切にするとともに、安心の社会保障の堅持、そして、貧困や格差の拡大・固定化の防止に全力を挙げてまいります。

日本を再生し、安心の未来を拓く政党はどこか。真に国民生活と国益を守る政治家と政権を見極めてください。

公明党が、国民の暮らしを守り、生活の安心の実現をお約束します。



景気回復の 実感を家計へ—— 今こそ、 軽減税率の実現へ。

manifesto2014 CONTENTS

衆院選・重点政策

1. 地方創生で、力強く伸びる日本経済へ
 - (1) 軽減税率の導入
 - (2) 家計支援—賃金上昇と消費拡大の好循環
 - (3) エネルギー等価格高騰対策
 - (4) 中小企業支援
 - (5) 女性、若者の活躍支援
 - (6) 持続的経済成長のための成長戦略
 - (7) 魅力ある地域づくり
2. 一人を大切に作る社会へ、社会保障と教育の充実を
 - (1) 子育て支援の充実
 - (2) 充実の医療・介護体制の確立
 - (3) 年金制度の機能強化
 - (4) 障がい者福祉の拡充とセーフティネット機能の強化
 - (5) 安心で質の高い教育へ
3. 東日本大震災からの復興と防災・減災対策
 - (1) 東日本大震災からの復興加速、福島再生
 - (2) 大規模災害等に備えた防災・減災対策の推進
4. 政治改革・行財政改革の断行
 - (1) 18歳選挙権の導入—2016年参院選から実施
 - (2) 政治資金規正法の監督責任の強化
 - (3) 公会計改革と財政の見える化
 - (4) 行政サービスの向上と効率化
5. 安定した平和と繁栄の対外関係
 - (1) 日中、日韓の関係改善
 - (2) 経済連携、資源外交の推進
 - (3) 「核軍縮」や「人間の安全保障」で世界の平和に貢献

当面する重要政治課題

1. 当面の経済財政運営と財政健全化
2. 原発に依存しない社会・原発ゼロへ
3. 選挙制度改革の実現
4. 「加憲」で憲法の発展を
5. 安保法制と日米ガイドライン
6. 拉致問題等北朝鮮への対応
7. 農協・農業委員会等の改革
8. 領土をめぐる問題と平和的な解決



衆院選 2014

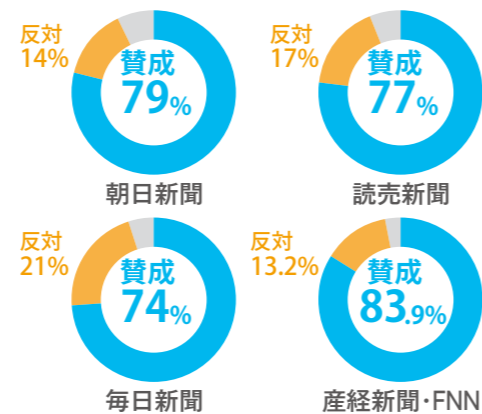
重点政策

地方創生で、力強く伸びる日本経済へ

1 軽減税率の導入

消費税率10%への引き上げ(2017年4月)と同時に、食料品などへの「軽減税率」の導入をめざします。消費税には、景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく同じ税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。課税の公平性を維持し、増税による「痛税感」を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠であると考えます。2017年度からの導入に向け、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進めます。

マスコミの世論調査から(10・11月調査)
軽減税率導入に...



本格的な経済成長軌道に乗せるため、家計支援を中心とした「緊急経済対策」を講じます。「経済の好循環」を作り出すため、企業収益を仕事の確保や賃金上昇につなげ、さらに地方に、中小企業に波及させるための措置を講じます。デフレからの脱却、経済再生に向けて成長戦略を断行し、人口減少社会にあっても、将来にわたって「活気ある温かな地域」を維持するため、「地方創生」に全力を挙げます。地域でお互いに支え合いながら、若者も高齢者も元気に安心して暮らせ、さらには女性や若者が活躍できる地域づくりに取り組みます。また、地域の魅力を高めるため、農林水産品や観光資源などをブランド化し、地域産業を振興するとともに、農林水産業の再生・成長、エネルギー・環境政策の推進等を通じた経済成長をめざします。

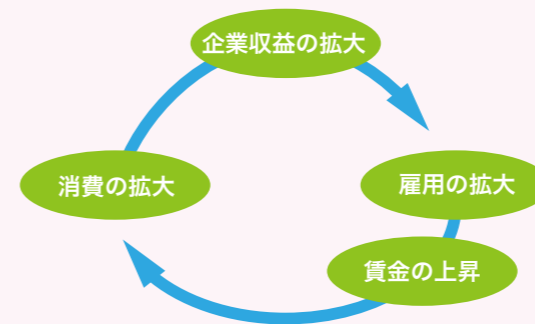
2 家計支援—賃金上昇と消費拡大の好循環

①中低所得世帯等への家計支援

「経済の好循環」の実現に向けた「緊急経済対策」を講じます。特に、GDPの6割を占める個人消費の回復がカギを握っていることから、簡素な給付措置の対象拡大などにより中低所得世帯への支援を行うとともに、個人消費を喚起するため、住宅ローン金利の引き下げや住宅エコポイントの復活による住宅取得支援、自動車に係るグリーン税制等の見直しによる環境性能の優れた自動車への買い換えを促進します。

②賃金上昇と若者の正規雇用拡大に向けた取り組み強化

「賃金上昇と消費拡大の好循環」を創出するために、「政労使会議」の積極的な活用等により、企業収益を着実に賃金上昇や雇用確保へつなげる環境整備を進めます。賃金水準の底上げに取り組む企業を税制等で支援するほか、最低賃金の引き上げを促すため、中小・小規模事業者への支援を充実させます。若者の正規雇用の拡大に向けて、助成金等を活用した非正規労働者の正規雇用への転換を推進するとともに、若者の採用・育成に取り組む優良な中小企業等への助成や重点的なマッチングを推進します。さらに、学卒未就職者やフリーター・ニート等の正社員化を推進するため、トライアル雇用への支援を強化します。



3 エネルギー等価格高騰対策

①寒冷地・過疎地や社会福祉施設等のエネルギーコスト負担軽減

厳しい冬を乗り越えるため多くの電気や灯油を使用する寒冷地、暮らしの足として自動車が必需品となっている過疎地をはじめとする地方、その他高齢者の暮らしを支える社会福祉施設や病院等において、エネルギーコストの上昇は大きな打撃を与えています。灯油・ガソリン等の購入に対する補助など地方自治体の自主的な取り組みに対する支援(特別交付税措置等)を実施し、エネルギーコストの負担軽減への支援を強化します。

②農林水産業・運送業等燃料依存度の高い分野への支援

経営費に占める燃料費の割合が高い、中小・小規模事業者、農林水産業、運送業等への支援を強化します。漁業・施設園芸(野菜・果樹・花きのハウス栽培等)については、燃油価格等が上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットや、省エネ機器・設備の導入支援等の措置を講じます。運送業への対策として、高速道路の大口・多頻度割引の継続、中小トラック事業者への環境性能の高いトラックの導入支援、サーチャージの導入・普及拡大、価格転嫁等適正な取引を推進します。あわせて、通園・通学バス等への支援を実施するなど、各業界が直面する状況に応じた対策を講じます。

③省エネ、再エネ拡大に向けた対策強化

中小企業やエネルギー多消費産業(鉄鋼業、鑄造業、電炉業など)等における省エネ投資を集中的に支援します。また、家庭における省エネ・蓄エネ機器の導入や、省エネ性能の高い住宅、学校における再エネ施設の整備等に対する手厚い支援を行います。さらに、工業団地や複合ビルなど地域コミュニティにおける省エネや再エネを活用した先導的な取り組みを推進します。

衆院選 2014

重点政策

地方創生で、
力強く伸びる日本経済へ

4 中小企業支援

①環境・エネルギー、健康・医療・介護の担い手としての中小企業支援

日本経済の活力の源である中小・小規模事業者の潜在力を最大限引き出すため、環境・エネルギー、健康・医療・介護などの成長分野において、大学や公設試験場等のネットワークを通じた研究開発を促進します。「ものづくり・商業・サービス補助金」により、環境・エネルギー、健康・医療・介護分野をはじめとする成長分野の生産性向上に向けた様々なビジネスのイノベーションを加速化します。

さらに、中小企業地域資源活用促進法を改正し、全国各地に眠る地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）をブランド化し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、特色ある地域資源を生かしたビジネスモデルを全国に展開します。

これに加え、中小企業の事業承継を支援するため、事業引継ぎ支援センターによる後継者不在の企業と創業希望者等のマッチング、個人事業主の事業用資産に対する贈与税・相続税の負担軽減、小規模企業共済の機能強化などに取り組みます。

②資金繰り支援強化

原材料やエネルギーコストの高騰等に苦しむ中小・小規模事業者への資金繰り支援に万全を期すため、セーフティネット貸付・保証等を拡充します。また、災害時の信用保証運用の柔軟化、経営改善計画の策定や抜本再生の支援に取り組みます。

③販路開拓・人材確保支援

中小・小規模事業者の販路開拓に向け、各県に設置された「よるず支援拠点」や、専門家による支援を強化します。小規模事業者が既存の商圈を超え広域でビジネスが行えるよう、移動型販売や広告費用の支援を行います。

大企業のOBや主婦、若者と地域の中小・小規模事業者とのマッチングおよび就業後の定着支援を行い、地

域の中小企業の人手不足を抜本的に解消します。創業希望人材を掘り起こし、地域に密着した創業を活性化するため、意欲ある市区町村による支援体制と「よるず支援拠点」とが連携し、創業から成長・発展まで、一貫してサポートします。空き店舗の活用などにより、商店街を地域コミュニティの中心として蘇らせるため、地域住民、自治体等と連携しながら、再生を図る取り組みを推進します。



官公需法を改正し、特に販路確保に苦しむ創業間もない中小ベンチャー企業を政府調達で支援します。

④中小・小規模事業者の海外展開支援

アジア等の新興国の成長市場や欧米の市場を取り込むため、中小企業に対する海外現地でのワンストップ支援体制を強化します。また、国内で地域ごとに民間支援機関ネットワークを構築し、現地の支援体制との連携を強化します。

あわせて、国内外の専門家による海外展開のための商品開発、販路開拓等の支援により、中小企業が海外展開に取り組みやすい環境を整備するとともに、新たに海外展開に取り組む中小企業の掘り起こしを積極的に行います。

5 女性、若者の活躍支援

①女性の活躍支援

すべての女性が持てる力を発揮できるよう「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%」との目標達成をめざすとともに、働くことを希望する女性がやりがいを持って働き続けられるよう、マタニティハラスメント等をなくし、長時間労働や男女の賃金格差等の是正、子育て・介護と仕事の両立支援制度の充実、短時間勤務やテレワークなど多様な働き方改革を進めます。また、女性の起業支援をさらに推進します。2015年4月より子ども子育て支援新制度や放課後子ども総合プラン等を着実に実施し、妊娠期から切れ目のない子育て支援を実施します。

そのほか女性特有のがん対策を含め、女性の健康を包括的に支援します。

②若者の活躍支援

「若者の雇用の促進に関する法律(仮称)」を制定し、国・地方自治体・企業・学校・民間支援団体など若者を取り巻く関係者の連携のもと、新卒者等の就職支援やフリーター・ニート支援の強化、企業の雇用管理改善や就職にあたっての情報開示の促進など、雇用の安定や円滑な就職の実現等に向けた対策を総合的・体系的に推進します。

若者の創業・起業を応援し、創業・起業に必要な知識の習得やビジネスプランの作成支援、融資・補助金・税制といった資金調達サポート、経営相談など各段階に応じた支援を充実させます。

U・Iターンを希望する若者等のために、居住・就労・生活支援等の情報をワンストップで提供する窓口やデータベースを整備します。また、地方企業の合同就職面接会や地方就職に必要な生活関連情報も含めた就職相談会の実施など、効果的な支援を実施します。

衆院選 2014

重点政策

地方創生で、
力強く伸びる日本経済へ6 持続的経済成長のための
成長戦略

①エネルギー・環境分野の育成

国内にエネルギー資源が乏しいわが国が、その弱点を克服し、新たな成長へとつなげていくことができるよう、再生可能エネルギーの最大限の導入、優れた省エネ製品の導入の促進、水素社会の実現に向けた関連インフラの整備・技術開発、電力システム改革の着実な実行による電力産業・市場の活性化等を通じ、エネルギー・環境分野の成長を促進します。

地域おこし・地方創生にも大いに役立つバイオマス発電・地中熱など地域資源を活用した取り組みを強力に支援し、地域主導の自立・分散型低炭素エネルギー社会への変革を進めます。

再エネの発電所を作っても送電線につないでももらえない、いわゆる接続保留問題について、全国的な融通拡大、送電線の強化等を行うとともに、固定価格買取制度を見直し、国民負担を抑制しつつ再エネを拡大するための抜本的な対策を講じます。

高効率火力発電や優れた省エネ機器、再エネ発電システム等を新興国に積極的に輸出し、わが国の先進的な技術を通じて世界の課題解決に貢献するとともに、地球温暖化問題に関する2020年以降の新たな法的枠組みの構築についても、世界全体の温室効果ガスの削減につながる実効性あるものとなるよう戦略的に取り組みます。

②健康・医療・介護分野の育成

新たに創設される国立研究開発法人日本医療研究開発機構を司令塔として、革新的な医療技術の研究開発・実用化を加速します。健康関連データの活用による生活習慣病の改善など、健康・医療分野におけるICTの活用や予防サービスの充実を進めるとともに、介護や自立支援のニーズに応えるため、ロボット介護機器の開発・普及を促進します。

③「攻め」の農林水産業に挑戦

農林水産物等の輸出額倍増をめざし、品目別・国別の

輸出戦略を着実に実行するとともに、6次産業化など高付加価値化を推進し、所得の向上や地域の活性化へつなげます。

農業の多面的機能の維持等に対する直接支払いを着実に実施するとともに、農作物の価格下落等による収入変動に対応した収入保険制度を導入します。

地域農業の担い手の法人化や認定農業者の育成を推進するとともに、女性・若者等の活躍を促進します。担い手への農地集積や農業生産基盤の整備・保全を進めます。

畜産・酪農の産業競争力強化に向け、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制づくりを進めるとともに、飼料用米など自給飼料の生産・利用拡大や、生乳の生産拡大への対策を推進します。

林業の成長産業化を実現するために、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築し、CLT（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させ、建築物における木材利用や木質バイオマスの利用等を促進します。

水産業の体質強化に向け、効率的な漁業経営を促進し、漁業の収益性を向上させるとともに、国産水産物の消費拡大に向けた取り組みを推進します。

④文化・芸術、スポーツ、観光の振興

文化・芸術を新たな成長分野として振興するため、子どもの文化芸術体験機会の拡充、若手芸術家等の人材育成、文化財の保存・活用・継承などを通じ、わが国の文化芸術の基盤を強化します。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、国際競技力の向上や施設整備など大会成功へ環境整備を加速化させ、あわせてハード・ソフト両面からのバリアフリー整備を促進します。また、オリンピック憲章の精神にのっとり全国各地で文化プログラムを実施します。

2020年に向け訪日外国人旅行者数2,000万人をめざして、日本全国津々浦々、各地域へ国内外からの観光客を呼び込むため、戦略的ビジット・ジャパン事

業等の強化、広域周遊ルートの形成、外国人旅行者向け免税制度の一層の拡充や免税店の地方への拡大、CIQ（出入国の際に必要なとされる手続き）の整備・拡充、クルーズ船の円滑な周遊のための環境整備など、観光を通じた地域や経済の活性化を進めます。

⑤ロボット産業の振興

少子高齢化の中での人手不足、サービス業における生産性向上という日本が抱える課題の解決とともに、ロボットスーツや災害対応ロボットをはじめとする日本の最先端技術を世界に発信するため、ロボット産業の振興に向けたアクションプランを早期に策定します。積極的な技術開発を進めるとともに、実用化の際に障壁となる規制緩和、標準化等への取り組みを促進し、ロボット市場を成長分野へと育てます。



衆院選 2014

重点政策

地方創生で、
力強く伸びる日本経済へ

7 魅力ある地域づくり

①「長期ビジョン」と「総合戦略」の策定と着実な実施
人口減少の克服・地方創生に取り組むため、50年後を見据えた日本の将来像を示す「長期ビジョン」とそれを実現するための5カ年計画である「総合戦略」を策定し、着実な実施を進めます。その際、ビッグデータの活用・提供やPDCAサイクルの「見える化」、地域間の広域連携などを推進します。

②地域雇用の確保
人口減少や人口流出等の地域課題に対応するため、地域における良質な雇用の拡大や労働力の掘り起こし、地域ニーズに応じた能力開発を進めます。そのため、地方自治体を実施する人材の流出防止や定着促進などの取り組みを支援するための新たな交付金を設置し、地域創業活性化や地域雇用課題解決に向けた事業を実施します。さらに、地域雇用開発奨励金を拡充するとともに、地域におけるオーダーメイド型の人材育成、能力開発を進めます。地域の特性を生かし、雇用を生み出す取り組みを支援する実践型地域雇用創造事業や地域人づくり事業など地域ブランドを活用した産業振興策を進めます。離島、半島等における戦略的な地域産業の育成等を支援します。

③都市から地方への移住促進
三大都市圏への人口集中が続く中、地方都市の定住機能を高めるだけでなく、人の流れを転換し、大都市から地方への人口移動を図るため積極的な取り組みを進めます。特に、都市部から過疎地域などの条件不利地域等に住民票を移し、地域に居住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業等の取り組みを積極的に進め、1,000自治体での実施をめざします。高齢者のU・Iターンを進めるため、リバースモーゲージ（自宅などを担保に老後の生活資金やリフォーム資金の融資を受けられる制度）や相続などの手続き

支援体制の整備による地方への住み替え促進策を導入します。親の介護や田舎への定住準備などのための二地域居住を推進します。

④国の行政機能や企業の本社機能の移転促進
首都圏への人口および行政、経済等に関する機能の過度な集中を是正するため、国の行政機関の機能移転や、東日本・西日本へのバックアップ機能を強化します。あわせて、国民生活に密接している「個人番号関係システム」など約300の政府情報システムが政府共通プラットフォームへ移行することおよび東日本（北米プレート）に集中している拠点の整備状況を踏まえ、既存の国有施設を有効活用し、西日本に新たに拠点を整備します。また、民間企業の地方への本社移転を促進するための財政上・税制上の措置を検討します。

⑤「コンパクト+ネットワーク」の推進等
地域の活力を維持するため、医療・福祉・商業等の都市機能や居住をまちなかに誘導し、既存の施設などを有効活用しながらコンパクトシティを形成するとともに、「生活の足」となる地域公共交通ネットワークの再構築と活用を図ります。過疎地域等において、商店、診療所など複数の生活サービス施設を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を整備し周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、生活機能の維持等を図り、持続可能な地域づくりを推進します。過疎等による商店の減少などで日用品等の購入が困難な「買い物弱者」への対策を強化し、事業の立ち上げに必要な資金の補助等、買い物支援サービスなどを推進します。

⑥空き家対策の着実な推進
2014年11月19日に成立した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、使用できる空き家は地域の活性化のために活用するとともに、周囲に迷惑をかけているような空き家は除却を促すなど、空き家対策を着実に進めます。

⑦NPO等非営利法人などへの支援
地域の抱えるコミュニティ再生、教育や福祉などの課題解決を目的として起業・創業するNPO等非営利法人やソーシャルビジネスの活動を資金面や人材面で支援する体制を抜本的に拡充します。そのため、NPOの設立・運営を支援する中間支援組織の育成、能力向上を図るとともに、各自治体における既存の支援機関（地銀・信金・商工会・商工会議所等の認定支援機関）において専門性の高いサポートが受けられる体制を構築します。



一人を大切に作る社会へ、 社会保障と教育の充実を

衆院選 2014

重点政策 2

1 子育て支援の充実

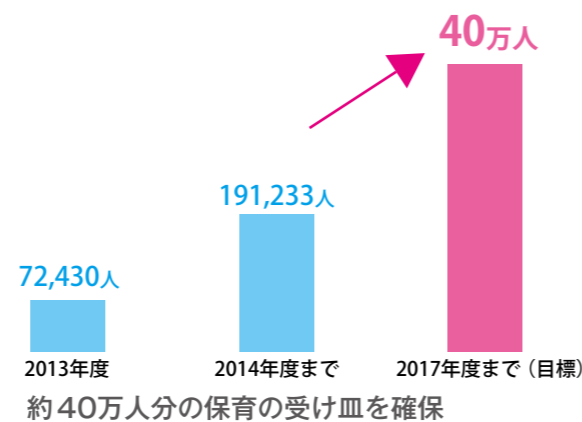
①待機児童の解消

2015年4月から予定されている「子ども・子育て支援新制度」を確実に実施し、仕事と子育ての両立を支援します。そのため、「待機児童解消加速化プラン」を踏まえ、約40万人分の保育の受け皿を確保し、可能な限り早く待機児童を解消します。

幼稚園と保育園の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及とともに、子どもを一時的に預かってもらう場（一時預かり）や放課後児童クラブの充実に取り組みます。あわせて、保育士・幼稚園教諭の処遇改善を図り、働き続けられる環境整備に取り組みます。

②幼児教育の無償化を推進

すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、就学前3年間の幼稚園、保育園、認定こども園の幼児教育の無償化を着実に推進します。その一環として、幼稚園に子どもを通わせる負担軽減のために支給されている「幼稚園就園奨励費補助制度」が2014年度から拡充され、生活保護世帯の負担が無償になり、多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）の負担が軽減されました。その上で、さらに無償化を進めるために、まず「5歳児」の無償化に取り組みます。



安心の社会保障は、国民にとって最も大切な生活の基盤です。包容力ある「共助社会」をめざし、疾病や障がい、育児や老後生活など、ライフステージに応じた一人ひとりの生活を支える社会保障の安定と充実・強化に努めます。

消費税収は、社会保障・税一体改革に基づき、すべて社会保障に充てます。あわせて消費税率10%へ引き上げる2017年4月までの間も、年金、医療、介護、子育て支援等の充実を、着実に進めます。

さらに、生活困窮者対策など万全なセーフティネットを構築するとともに、子どもの貧困問題など格差は正に取り組みます。

教育の原点は子どもの幸福にあります。いじめや不登校など様々な課題の解決へ、教育機能の再生・向上に取り組み、子どもが安心して学べる環境をつくります。学校施設の耐震化100%を実現します。

2 充実の医療・介護体制の確立

①地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で老後を安心して暮らせるために、医療、介護、住まい、生活支援サービス等を高齢者が地域の中で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を加速します。消費税増収分を活用した都道府県の基金については、医療分、介護分について必要な財源を確保するとともに、適切な配分と市区町村の現場に即した柔軟な運用ができるように取り組みます。また、同システム構築には、介護人材の確保が大きな課題になっています。そのため、介護職員の処遇改善加算について、各事業所のキャリアパスの構築が進むよう取り組みます。

さらに、低所得の高齢者のための住まい確保とともに、24時間365日いつでも利用可能な在宅支援サービスを強化します。あわせて、認知症が疑われる早期の段階から家庭訪問を行い、本人はもちろん家庭支援を行う認知症初期集中支援チームを全市町村に設置します。

②がん対策の強化

がん対策をさらに強化するため、がん対策推進基本計画に基づき、がん検診受診率50%以上の達成をめざします。あわせて、放射線療法・化学療法の普及と専門医の育成とともに、患者の負担を軽減するため、がんを担当するすべての医師へ緩和ケア研修を実施し、小中高生など学校におけるがん教育や、がん登録の義務化の推進にも取り組みます。さらに、免疫療法の一つであり、がんの第4の治療法として期待され、治験などが進められている「がんペプチドワクチン療法」等の研究開発を支援します。

③難病対策の推進

難病関連2法（難病医療法、改正児童福祉法）に基づき、難病対策を大きく前進させます。あわせて、効果的な治療方法の研究・開発を促進します。また、「脳脊髄液減少症」の治療に効果的な「ブラッ

ドパッチ療法」の保険適用をめざすとともに、「軽度外傷性脳損傷」「線維筋痛症」など国民から新たな「疾病」として確立の要請が強い病態への対策を総合的に進めます。

※難病関連2法の成立により、医療費の助成対象が従来の56（患者数約78万人）から約300疾病（同約150万人）、子どもの難病（小児慢性特定疾病）は514（患者数約11万人）から約600疾病（同約15万人）と、大幅に拡充されます。

④再生医療の安全性確保と推進

世界に先駆けて、国民が「iPS細胞」等による再生医療を迅速かつ安全に受けられるようにするため、先進的な研究開発への助成等の支援、臨床研究や治験環境の整備、承認審査の迅速化、専門的知識を有する人材の確保と養成などを推進します。また、骨髄バンク、さい帯血バンクの運営に必要な予算を十分確保するとともに、患者・ドナー情報登録支援事業を着実に推進します。あわせてiPS細胞ストック構想に、さい帯血を活用するために必要な体制整備に取り組みます。

⑤感染症対策の推進

エボラ出血熱対策として、第一種感染症指定医療機関が未設置の都道府県に対する施設整備を推進するとともに、感染症外来協力医療機関における二次感染等防止のための個人防護具の設備を整備します。また、ワクチンや治療薬開発の研究体制整備を強化するため、国立感染症研究所のBSL-4施設の稼働に向け、取り組みを強化します。

⑥危険ドラッグ対策の強化

販売停止命令が出された危険ドラッグを全国一律で規制できるようにする「改正薬事法」が成立したことを踏まえ、検査命令や販売停止命令を積極的に実施するため、分析・鑑定機器や検査試薬等の消耗品購入を前倒しするなど、国立医薬品食品衛生研究所の分析体制および麻薬取締部の鑑定体制の強化などを推進します。



3 年金制度の機能強化

①低所得者への加算

低所得の年金受給者に事実上の年金加算となる「福祉的な給付」が実施されることを踏まえ、より一層の拡充による低年金対策に取り組めます。その際、あわせて障害基礎年金の加算など所得保障をより充実させます。

②被用者年金の適用拡大

社会保険における格差を是正するため、2016年10月から開始される被用者年金の適用拡大について、さらなる拡充を図ります。また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の早期導入による「免除制度」の確実な適用を図るなど、国民年金の未納・未加入問題の解消へ取り組みます。

衆院選 2014

重点政策 2

4 障がい者福祉の拡充とセーフティネット機能の強化

①障がい者福祉の拡充

障害者総合支援法が施行され、制度の谷間のない支援を提供する新たな障がい保健福祉施策がはじまっていることを受け、市区町村の現場において障がい者等へのきめ細かな支援を強化します。

2020年東京パラリンピックの成功に向けて、ソフト面や心のバリアフリー化を進めるとともに、視覚や聴覚等に障がいのある人にとって、日常生活のコミュニケーションや情報取得をするための「情報・コミュニケーション法（手話言語法）」の制定をめざします。

②生活困窮者など支援が必要な方への取り組み

2015年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、すべての福祉事務所設置自治体において、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）等地域福祉コーディネーターを配置し、うつや多重債務、DV等制度の狭間や複数の福祉課題を抱え、社会的に孤立している生活困窮者対策を促進します。具体的には、ワンストップで相談ができ、継続的かつ個別的な支援が受けられる総合的な窓口を設置し、「相互に支え合う」地域を構築します。また、生活困窮世帯等の子どもや児童養護施設等へ入所している子ども、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を強化します。

高齢者や障がい者などの司法アクセス困難者に対する法的サービス提供を充実させるとともに、成年後見制度の普及を促進するため、法テラス等における弁護士と福祉機関・自治体・市民団体等が連携し問題解決を図る「司法ソーシャルワーク」の取り組みを抜本的に強化します。

一人を大切に作る社会へ、 社会保障と教育の充実を

5 安心で質の高い教育へ

①新しい教育の推進

少子化の進展などに対応した新しい教育への転換が重要であるとの視点に立ち、子どもたち一人ひとりの個性や学習状況等に応じた、きめ細やかな教育を推進します。

双方向型・課題解決型授業の導入など、子どもたちの創造性や主体性を伸ばす授業への転換を図るほか、チーム学校やコミュニティ・スクール等の導入を積極的に進めます。

また、少人数学級および少人数教育の一層の定着化や長期的な視点に立った教職員定数の計画的な改善に取り組むとともに、教員と学校現場の質の向上を図ります。

②いじめ・不登校対策

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・対応等の一層の体制整備に取り組むとともに、インターネット上で行われるいじめへの対応や「いじめは悪」「いじめる側が悪い」という概念を学校現場で徹底する、いじめ防止教育を推進します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、児童支援専任教諭等の配置拡充を図り、いじめなどで悩む子どもたちが相談しやすい環境を整えるとともに、不登校支援施設・機関等への支援を拡充し、不登校の子どもたちが学びを安心して再開できる環境づくりに取り組みます。

③奨学金制度等の拡充

学ぶ意欲のある大学生や高校生等が経済的な理由により修学の機会を奪われることのないよう、授業料減免制度や無利子奨学金、奨学金返済免除制度、高校生等奨学給付金の拡充を進めるほか、返済不要の給付型奨学金や、マイナンバー制度の導入を前提に、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入をめざします。このほか、大学生や高校生等の海外留学を促進するため、給付型の留学奨学金制度等の拡充に取り組めます。

④障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが十分な教育を受けることができるよう、特別支援学校の教室不足の解消やバリアフリー化などの整備を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの配置拡充や専門性の向上、特別支援教育に対応する教職員等の資質向上を図るなど、特別支援教育の一層の充実に取り組みます。また、発達障がい児等の教育機会を確保するため、発達障害支援アドバイザーの配置拡充を進めるなど、必要な教育環境の整備に向けた支援を拡充します。

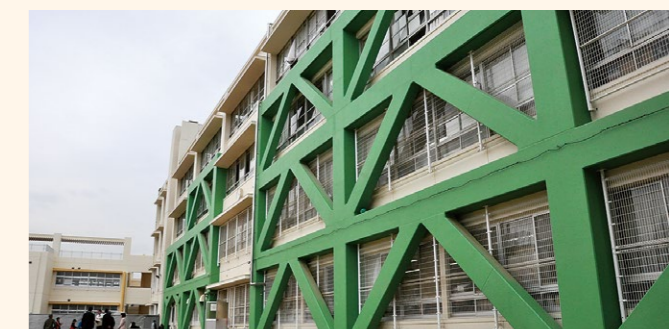
⑤多様な教育機会の充実

公立夜間中学校を全都道府県に1校以上設置するなど、学齢期（満6歳～15歳）に就学できなかった義務教育未修了者や在日外国人などの学習支援を推進します。

また、自由で独創的な学びの場を提供するフリースクールを公的に支援する仕組みづくりや、定時制・通信制・単位制高校や通信教育課程導入の大学等の増設・拡充を進め、多様な教育機会の確保・充実に取り組みます。

⑥学校施設の耐震化と長寿命化対策

学校施設の耐震化（非構造部材を含む）100%を実現します。また、予防保全という考えの下、劣化状況調査を実施し、学校施設の長寿命化を進めるとともに、維持費の圧縮を図ります。



衆院選 2014

重点政策 **3****1 東日本大震災からの復興加速、福島再生****①東日本大震災からの復興加速化**

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に取り組みます。その際、復興の進展にあわせ、被災地・被災者の視点に立ったきめ細かな対策を講じます。被災者の方々が安心して住み続けられる住宅に居住できるように、工程表に沿って、まちづくりとあわせて整備を促進します。産業・生業の再生を図るとともに、医療・介護等の整備、基幹交通インフラ等の復興を進めます。特に、2015年度までの「集中復興期間」以降についても、残された課題等を見極めつつ、個々の被災地域の実情・視点に立って、将来に向けた展望・ビジョンに合わせた施策を展開できるよう必要な財源確保に努めます。

②福島の再生と「イノベーション・コースト構想」の推進

福島の再生に向けては、原発事故の収束や廃炉・汚染水対策、除染、賠償、帰還支援など広範にわたる課題に対して、これらの課題を整理した再生プランを基に、被災者の理解が得られるよう丁寧に進めます。国・県・市町村・住民が協働して復興計画を作り、被災自治体の実情・要望に応じて国の責任で実行に移します。国内外に対する放射線に関する正確な情報提供の強化をはじめ、風評被害対策を強化します。浜通り地区における新たな産業集積の構築など復興に向けた地域戦略を展開するため、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」の早期具体化に向けて、政府一体での取り組みを推進します。

③原発事故からの収束—除染、廃炉・汚染水対策

東京電力福島第一原発事故による被災者の方々の早期帰還に向けて、復興の動きとあわせて除染の実施等を推進し、生活再建への環境が整った地域から避難指示の解除を進めていきます。あわせて、福島第一原発の

東日本大震災からの復興と防災・減災対策

廃炉・汚染水対策を国内外の叡智を結集し、安全かつ着実に実施します。

中間貯蔵施設については、30年以内に福島県外で最終処分を完了することや施設に係る国の責任の明確化を前提に進めていきます。汚染土壌等の搬入については、周辺住民の方々の十分な理解と万全な安全対策を講じつつ、2015年1月開始をめざします。

④心のケア、リスクコミュニケーションの充実等

復興の進展にあわせ、変化・多様化する被災者の方々への健康・生活支援については、被災者の方々の心身の状況等に応じたきめ細かな支援策を講じます。避難者の孤立死の防止、高齢者の生きがい健康支援、子どもの心のケア等、適切な支援策を講じます。また、災害公営住宅のコミュニティの形成を支援します。低線量・内部被ばくの防止対策に万全を期しつつ、継続的な健康調査を実施します。避難指示区域の見直しによる早期帰還の実現等に向けて、放射線に関する適切なリスクコミュニケーションを進めます。

⑤農林水産業をはじめとする産業の振興

復興に向けたまちづくりとともに、活力ある地域経済の再生に向けて、農業、林業、漁業、水産加工業などの主力産業の振興を支援します。特に、販路の確保・拡大など再生を後押しする支援を強化します。特に、福島では「イノベーション・コースト構想」をはじめ、「再生可能エネルギーの世界的な先進地＝福島」に向けた取り組みを加速します。

2 大規模災害等に備えた防災・減災対策の推進**①首都直下、南海トラフなど巨大地震対策**

南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの巨大災害がいつ起きてもおかしくはありません。ハード・ソフト一体となった地震・津波対策、住宅・建築物の耐震化、密集市街地の改善・整備などに取り組みます。

②老朽化インフラの改修等事前防災対策

大規模な自然災害に備えるため、道路や橋りょう、上下水道などの社会インフラの老朽化対策を進めます。同時に、災害への耐久性を強化するため、改修、耐震化などを進め、事前防災を一層推進します。また、社会インフラをライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に維持管理・運営を行うために、インフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、メンテナンスの質の確保のための技術力の底上げを進めます。さらに、人口減少による地方の疲弊などの課題に対応し、生産性・機能性を高める戦略的なインフラマネジメントを推進します。あわせて、社会インフラの維持・管理を担う技術者不足が顕著となっていることから、技術者の確保・育成策を強化します。

③ゲリラ豪雨等地域災害への対策

近年、地球温暖化の影響等に伴う記録的な大雨やゲリラ豪雨等により、水害・土砂災害が多発しています。災害への備えを万全にするため、河川の流下能力強化や砂防ダムの着実な整備等の予防的な水害・土砂災害対策の推進、ハザードマップの見直し、流域貯留浸透事業の推進（ため池等の治水容量を確保するための池底掘削を含む）、地下街への浸水対策に取り組むとともに、被災地域については集中的に対策を進めます。また、土砂災害警戒区域を指定する基礎調査の進捗状況が遅れている都道府県に対して、財政的支援や技術支援などを行います。

④地区防災計画の着実な実施と防災教育の推進等

地域の特性に合わせた地区防災計画（避難行動要支援者対策や女性の視点を含む）の作成を着実に進めるとともに防災訓練の実施を支援し、地域の防災力を高めます。家庭や学校、地域における防災教育を推進するとともに、子どもを通じて家庭に防災意識を広げることが期待される「防災教育」の教科化をめざします。「防災隣組」や「防災見守り隊」など、自主防災組織の結成と育成支援を進めます。

東日本大震災からの復興と福島の再生に全力を挙げます。

あわせて、防災・減災対策を抜本的に強化するとともに、老朽化した社会インフラの事前防災対策や、防災教育・防災訓練の推進など、ハード・ソフト両面からの支援体制を構築します。

衆院選 2014

重点政策4

1 18歳選挙権の導入—
2016年参院選から実施

公職選挙法を改正し、選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げ、2016年の参議院選挙から実施します。あわせて、新たに選挙権が付与される若年層に対する政治教育の充実を図ります。

2 政治資金規正法の
監督責任の強化

政治資金規正法を改正し、秘書など会計責任者への政治家の監督責任を強化します。会計責任者が政治資金収支報告書の虚偽記載などの違法行為を行い、議員が相当の注意を怠った場合、公民権を停止し失職させることができるようにします。

政治改革・
行財政改革の断行

3 公会計改革と財政の見える化

①公会計改革

国や地方自治体の会計に複式簿記・発生主義の導入や固定資産台帳の整備を推進することにより財政を「見える化」し、予算を執行するだけの「運営」から、限られた資源を有効に活用する「経営」へと行政の転換を図ります。

②独立行政法人改革

2013年12月に閣議決定された独法改革等に関する基本的な方針に基づき、独立行政法人の統廃合を進め、民間でできることは民間への原則のもと、業務の質の向上や効率化、制度・組織面での抜本的な見直しを進めるとともに、第三者機関によるチェックのもとPDCAサイクルの強化を着実に推進することなどにより、ムダを徹底追放します。

4 行政サービスの向上と効率化

年金や医療保険等の手続き、児童手当等の福祉の給付、税の確定申告など、幅広い分野の行政サービスを、国民自らがいつでも簡単にワンストップで利用することが可能になるよう、マイナンバー制度の円滑な導入を推進します。あわせて、個人番号情報を含む特定個人情報の保護や個人情報の取扱環境の変化に伴うプライバシー・リスク等に対応するため、個人情報保護法制の見直しなど、必要な法整備を進めます。

マイナンバー制度の導入を契機として、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築及び徹底した行政経費の削減、効率的な行政運営を実現するため、地方自治体の業務システムのクラウド化を推進します。

国民 目線の政治改革・行財政改革を断行します。より民意を反映できる選挙制度への改革や政治資金の透明化に取り組みます。財政健全化を着実に進めるため、公会計改革による「財政の見える化」を進めるとともに、住民本位の行政サービス向上と効率化を進めます。





衆院選 2014

重点政策 5

1 日中、日韓の関係改善

①日中関係の再構築へ、戦略的互惠関係をさらに発展
2014年11月10日に開催された日中首脳会談を踏まえ、継続的な首脳会談や政府実務者レベルの協議を活発化させるとともに、議員交流、青少年交流をはじめ、経済、環境、社会福祉、学術、文化などにおける人的交流を促進させるなど、日中関係の再構築に向け、戦略的互惠関係のさらなる発展に取り組みます。
また、日中間の偶発的な衝突回避を目的とした「海上連絡メカニズム」の早期運用開始など、不測の事態を未然に防ぐシステムづくりを推進します。

②未来志向の日韓関係を構築

日韓国交正常化50周年を迎える2015年に向け、日韓首脳会談の早期開催など首脳同士の胸襟を開いた対話とともに、政治、経済、文化などあらゆる分野における協力関係や人的交流を拡大し、未来志向で重層的な日韓関係の構築に取り組みます。

憲法の「平和主義」や非核三原則を堅持し、日本独自の平和外交を進めます。日中、日韓関係の改善に取り組むとともに、唯一の被爆国として核軍縮の取り組みを主導するなど、国際社会の安定と繁栄に積極的に貢献します。

安定した平和と
繁栄の対外関係

2 経済連携、資源外交の推進

①経済連携協定を推進

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉では、わが国農業の多面的機能や食料自給率の向上など国民生活への影響に配慮しつつ、守るべきものは守り、勝ち取るべきものは勝ち取るとの強い姿勢で臨み、国益の最大化に努めることを求めます。
また、TPP交渉と並行して、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想の実現に向け、日中韓の自由貿易協定（FTA）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などに主導的に取り組むとともに、日・EU経済連携協定（EPA）などの貿易ルールづくりを積極的に推進します。

②資源確保のための外交を推進

安価な天然ガスやレアメタルなど資源の安定的な供給を確保するため、資源供給国との関係を強化するとともに、供給国の多角化を図るなど、戦略的な資源・エネルギー外交を推進します。

3 「核軍縮」や「人間の安全保障」で
世界の平和に貢献

①核ゼロの世界へ核軍縮を推進

核軍縮・核不拡散を推進するため、核不拡散条約（NPT）の体制強化とともに、「核兵器禁止条約」を提案します。また、2015年に広島で開催される国連軍縮会議、長崎でのバグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民代表や青年による参加の促進を図ります。

②「人間の安全保障」等を推進

経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶、安全な水の供給、防災など「人間の安全保障」分野に政府開発援助（ODA）の20%以上を優先配分します。エボラ出血熱などの感染症の流行を未然に防ぐため、途上国の予防接種体制整備や保健システム強化を支援します。
環境保護や防災など地球規模の課題解決に向けて人材を育てる「持続可能な開発のための教育」（ESD）を推進します。



当面する重要政治課題

1 当面の経済財政運営と財政健全化

自公連立政権が経済最優先で政権運営に取り組んできた結果、企業収益、雇用情勢は大きく改善、今年度は賃上げの動きが広がるなど、日本経済は着実に好転に向けて歩んでいます。しかし、消費税率8%への引き上げ後の反動減の影響等、個人消費を中心に回復が遅れ、エネルギーや原材料のコスト高は、特に地方の生活者や中小企業を圧迫する要因となっています。まず、GDPの6割を占める個人消費の回復、投資喚起を促す「緊急経済対策」を講じます。企業収益の増加を雇用拡大、賃金上昇へとつなげ、消費・投資の拡大によりさらに企業収益を増やす「経済の好循環」を力強くさらに進め、経済成長の果実を家計や地方、中小企業へと行き渡らせます。財政健全化にあたっては、中長期的に国・地方の債務残高GDP比を安定させ、長期的には引き下げを基本とし、2017年4月の消費税率10%への引き上げを確実に実施します。国・地方のプライマリーバランスについて、2020年度に黒字化するという財政健全化目標の確実な達成をめざし、早期に信頼できる「中期財政計画」を策定します。

2 原発に依存しない社会・原発ゼロへ

原発の新設を認めず、原発の40年運転制限を厳格に適用します。新しいエネルギー社会を創造しつつ、原発への依存度を可能な限り減らし、「原発に依存しない社会・原発ゼロ」をめざします。本年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、原発依存度について、省エネルギー・再生可能エネルギー

の導入等により、可能な限り低減させることとしています。再稼働については、40年運転制限、バックフィット（最新の知見を適用）、活断層等の徹底調査をはじめとする厳しい規制の下で、原子力規制委員会が策定した厳格な規制基準を満たすことを大前提に、国民、住民の理解を得て判断するとともに、自治体の避難計画が充実したものとなるようしっかりと支援します。また、使用済み核燃料の再処理は、直接処分を含め、立地地域に配慮しつつ、見直しを検討します。あわせて最終処分問題についても科学的な知見を踏まえ、国が責任を持って解決の道を検討していきます。高速増殖炉もんじゅについては、廃棄物の減容・有害度の低減等の研究成果を取りまとめることをめざします。

3 選挙制度改革の実現

衆議院および参議院の選挙制度については、より民意を反映した選挙制度を導入します。現行の衆議院選挙制度（小選挙区比例代表並立制）は「民意の反映」と「民意の集約」との相反する理念を「2対3」の割合でバランスを取ることを趣旨としスタートした制度ですが、現状では不均衡が生じています。近年の選挙結果では小選挙区における得票率と獲得議席数の乖離が浮き彫りとなり、さらに、多様化する民意を国政に反映するためにも、公明党は、現行選挙制度の小選挙区の行き過ぎた民意の集約機能を是正し、より民意を重視した衆議院選挙制度に見直し、定数を削減すべきとの立場から、各党協議に臨んできましたが、合意には至りませんでした。

現在、衆議院議長のもとに有識者からなる衆議院選挙制度に関する調査会が設置され、議論されており、その答申を尊重し、選挙制度の改革と定数削減を実現します。参議院については、次回の参院選までに選挙制度の抜本改革を行うことを附則に明記した法律に基づき改革を実行します。

4 「加憲」で憲法の発展を

憲法については、2012年12月の自民党との連立政権の発足に当たって、「（衆参各院の）憲法審査会の審議を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深める」ことで合意されています。また、2014年、憲法改正の手続きを定めた国民投票法が施行されましたが、今後さらに国会で着実に審議を重ねるとともに、国民的な議論を深めていくことが最も重要であると考えます。基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義。この3原則は、日本国憲法の骨格をなす優れた人類普遍の原理です。公明党は、日本国憲法がわが国の今日の発展を築く上で大きな役割を果たしてきたと認識しています。時代に合わせて憲法を発展させるにあたっては、この3原則を堅持しつつ、新たに必要とされる理念・条文を現行憲法に加える「加憲」が最も現実的で妥当な方式と考えます。「加憲」論議の対象としては、例えば、環境権など新しい人権、地方自治の拡充などが挙げられます。憲法第9条については、戦争の放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持した上で、自衛のための必要最小限度の実力組織としての自衛隊の存在の明記や、「平和主義の理念」を体現した国際貢献の在り方について、「加憲」の論議の対象として慎重

に検討していきます。憲法は基本的人権を守るものであるとともに、それを根本として国の形を規定する最高規範です。公明党は、あるべき国の将来像を探る未来志向の視点に立って、真摯かつ丁寧に落ちついた憲法議論を行っていきます。

5 安保法制と日米ガイドライン

安全保障法制の整備にあたっては、2014年7月1日の閣議決定を適確に反映した内容となるよう、政府・与党で調整しつつ、国民の命と平和暮らしを守る法制の検討を進めます。また、安全保障環境の変化に対応した切れ目のない法整備の必要性や広範にわたる関連法制の全体像を国民にわかりやすく説明しながら、国会等の場を通じて議論を深め、国民の理解が得られるよう丁寧に取り組みます。日米ガイドラインの改定は、自衛隊と米軍の新たな役割分担や切れ目のない協力体制の構築など日米同盟の実効性を確保する上で重要な見直しであり、現在検討が進められている安保法制との整合性を図りつつ、前回改定以降の新たな課題等への対応も踏まえた内容となるよう、政府の取り組みを求めます。米軍基地の7割以上が集中する沖縄の基地負担の軽減は内閣が最優先で取り組むべき課題です。2013年4月に日米合意された嘉手納以南の土地返還計画については、その前倒しを含めた着実な実施に取り組むとともに、返還後の跡地利用について地元の意向に沿った将来計画や振興策の進展を支援すべきです。あわせて、移転先自治体との調整を踏まえつつ、本土への訓練移転を進めるなど、目に見える形で着実に負担軽減が進むよう取り組みます。

6 拉致問題等北朝鮮への対応

拉致問題については、2014年5月の日朝合意に基づき、北朝鮮特別調査委員会が行う拉致の疑いのある特定失踪者を含めた全ての日本人の包括的な調査について、その進捗状況を確認しつつ、調査の具体的な進展が得られるよう、政府の粘り強い交渉と厳格な対応を求めます。また、すでに帰国した方に加え、拉致被害者等が帰国した場合に安心して日本で暮らせるよう、2014年11月19日に成立した改正拉致被害者等支援法に加え、必要な支援策を講じます。他方、核実験やミサイル発射の問題は、国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であり、断じて容認することはできません。わが国は国際社会と協調して、北朝鮮に自制を促すとともに、日朝平壌宣言にのっとり、拉致問題を含めた諸懸案の包括的な解決に取り組むべきです。

7 農協・農業委員会等の改革

農協・農業委員会等を改革する目的は、農業・農村の発展です。農協法上の中央会制度は1954年、経営危機に陥った農協組織の再建のために導入されました。当時1万を超えていた単位農協が現在700程度まで減少するなど、農協を巡る環境の変化に対応する改革が求められています。農協が農業者の所得向上に向けた経済活動に全力を挙げられるように、また高齢化・過疎化が進む農村において必要なサービスを適切に提供できるように、農協がこれまで果たしてきた役割や現場の実態に即した自己改革を踏まえ、検討を進めます。

農業委員会については、農地利用の最適化という主たる使命をより良く果たせるように、これまで果たしてきた役割を踏まえつつ、的確に改革を進めます。

8 領土をめぐる問題と平和的な解決

領土と主権を巡っては、毅然とした対応を貫くとともに、冷静な対話を通じた戦略的外交を進め、平和的な解決をめざします。また、わが国の立場の正当性を主張するため、全世界に向けた効果的な情報発信を続けていくべきです。尖閣諸島は、日本が今日まで有効に支配を続けており、日中間に領土問題は存在しません。同海域保全のための海上保安庁の人員増や、装備の強化・充実など、尖閣諸島に対する有効な支配を強化する必要があります。竹島は、歴史的にも国際法上もわが国の固有の領土であり、このことをあらゆる手段を講じて国際世論に訴えます。そして国際法にのっとり、冷静に平和的な解決をめざします。北方領土については、東京宣言（1993年）に基づき、四島帰属の問題を解決し早期に平和条約を締結するという従来の方針を維持し、交渉を加速化させるべきです。

公明党



公明党の政策について、詳しくは

www.komei.or.jp

※本重点政策では、障がいを持つ方の人権を尊重し、現行法令や現行施設・制度等以外の表記を「障がい」としました。